令和4年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No 2 9 | 府省庁名 経済産業省 |
|---------------|--|
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他() |
| 要望 項目名 | 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) |
| 要望内容(概要) | ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。 |
| | 特例措置の内容 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。 |
| | 特に、令和3年度税制改正大綱を踏まえ、以下の要望については、早期に実現すること【この場合の減収見込額は、2億円】。 ・ヘッジニーズや価格・取引の透明性等を踏まえ、まずは、有価証券市場デリバティブ取引を損益通算の対象に追加すること ・デリバティブ取引を利用した租税回避行為を防止するため、有価証券市場デリバティブ取引については、時価評価課税を一律に適用すること ・幅広い個人投資家の利便性向上の観点から、有価証券市場デリバティブ取引について、特定口座での損益通算を可能とすること |
| 関係条文 | 世方税法第71条の5、第71条の6 地方税法附則第35条の2の6、第35条の4の2 租税特別措置法第3条、第37条の12の2、第41条の14、第41条の15 |
| 減収 見込額 | [初年度] ▲ 4,600 (—) [平年度] — (—) (単位:百万円) |

(1)政策目的

要望理由

個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の 設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形 成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。

(2) 施策の必要性

わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、 ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。

こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備(損益通算の拡大)を進めていく必要がある。

本要望に 対応する 縮減案

なし

| 合理性 | 政策体系におけ る政策目的の位 置付け | 経済成長 経済基盤 |
|-----|------------------------------------|--|
| | 政策の 達成目標 | 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。 |
| | 税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間 | 恒久措置とすること。 |
| | 同上の期間中 の達成目標 | 政策の達成目標と同じ。 |
| | 政策目標の 達成状況 | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。 |
| | 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) | 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 なお、要望に係る個人投資家への影響については、当庁主催令和3年7月7日公表「金融所得課税の一体化に関する研究会 論点整理」において、以下のように整理されている。 上場株式等との損益通算の対象を有価証券市場デリバティブ取引に拡大した場合、有価証券市場デリバティブ取引とその他のデリバティブ取引との損益通算が認められなくなり、一部の個人投資家にとってデメリットとなる面もあるが、個人投資家の多くが主として株式取引を行っていることを考慮すると、デリバティブ取引内の損益通算より上場株式等との損益通算のほうが、全体として得られるメリットが大きいのではないかと考えられる。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引:90万口座(日本証券業協会調べ)・株式取引:2,316万口座(証券保管振替機構「株主等通知用データ」)租税回避防止策として有価証券市場デリバティブ取引に時価評価課税を導入した場合、年末直前に自己のポジションを手仕舞う個人投資家が一定程度出てくることが想定されるが、そのような個人投資家の多くは翌年に直ちにポジションを建てると考えられ、時価評価課税が直ちにデリバティブ取引の抑制要因となるとは考えにくい。 |
| 相当性 | 当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 | なし |
| • | | 9.0 - 9 |

| | 予算上の措置等 の要求内容 及び金額 | なし |
|--|---------------------------------|---|
| | 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 | |
| | 要望の措置の 妥当性 | 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によっては実現することはできない。 |

| 税負担軽減措置等の 適用実績 | |
|--|------------------|
| 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 | |
| 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性) | |
| 前回要望時の 達成目標 | |
| 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由 | |
| これまでの要望経緯 | 平成 17 年度からの継続要望。 |